

東員町森林整備計画

2026年4月1日樹立

計画期間 自 2026年 4 月 1 日
至 2036年 3 月 31日

三重県
東員町

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
2	樹種別の立木の標準伐期齢	4
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他間伐及び保育の基準	10
4	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	11
3	その他必要な事項	12
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方策	12
2	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策	12
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	12
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	13
5	その他必要な事項	13
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	13
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	13
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	13
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	14

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	14
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	14
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	14
3	作業路網の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	14
第8	その他必要な事項	14
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	14
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	14
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	14
Ⅲ	森林の保護に関する事項	15
第1	鳥獣害の防止に関する事項	15
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	15
2	その他必要な事項	15
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	15
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	15
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	15
3	林野火災の予防の方法	15
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	15
5	その他必要な事項	15
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	16
1	保健機能森林の区域	16
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	16
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	16
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	16
1	森林経営計画の作成に関する事項	16
2	生活環境の整備に関する事項	17
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	17
4	森林の総合利用の推進に関する事項	17
5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	17
7	その他必要な事項	17

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は三重県北端部に位置し、総面積2,268haで、民有林面積は153.78haである。森林比率は6.8%で県平均よりかなり低い値である。また、森林は各地に分散しており、施業の共同化を行いにくい状況にある。

なお、北東部林地転用後森林として残る北部及び南部について、現状に即した森林整備計画を考えていく必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施などにより健全な森林資源の維持造成を促進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林の整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考え方は、次表のとおりである。

◇森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。
快適環境形成機能	住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し伐区の分散に努め、主伐後は、早期に適切な方法により造林を行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町には、森林組合がなく、林業に従事する者もほとんどいないため、近隣市町と情報共有し、森林施業の合理化を促進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐期を迎える人工林については、適切な林齢において、計画的かつ効率的な伐採を推進することを重点とする。また、伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めることとする。このため、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を次表のとおり定める。

主伐の区分	標準的な方法
皆伐 （主伐のうち択伐以外のもの）	森林の有する多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・皆伐にあたっては、林地の保全及び公益的機能を考慮して、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。 ・皆伐は気候、森林生産力等の自然条件、野生生物の生息状況からみて、皆伐後の更新が確実である森林について行うものとする。 ・天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。 ・伐期は、多様な木材需要に対応できるよう地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図る。 ・森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。 ・林地の保全、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持などを図る観点から、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するよう努めることとする。 ・区域設定にあたっては、持続的な林業の確立に向けて、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否、伐採・搬出方法及び更新の方法を決定する。

択伐 （主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法）	森林の多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・択伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。 ・萌芽更新等を期待する森林は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる森林に誘導することを目標に、伐採率は30%(材積率)を基準とするものとする。 ・隣接して広葉樹林が残存している森林等は、側方天然下種更新により、広葉樹を導入することも考慮するものとする。 ・森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。 ・天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。 ・区域設定にあたっては、持続的な林業の確立に向けて、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否、伐採・搬出方法及び更新の方法を決定する。
--	---

2 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

なお、この立木の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時点に達する時期を指標として示したものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

◇樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
東員町全域	35年	40年	35年	—	10年	15年

3 その他必要な事項

原則的に急傾斜地、岩石地及び沢筋等における伐採は避けるとともに、土場及び搬出路の設定にあたっては、溪流沿いは避ける。

また、近年要請の高まっている花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進にも努める。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次表のとおりとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、東員町役場産業課又は林業普及指導員に相談し、適切な樹種を選択することとする。

また、植栽にあたっては、花粉症発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入を促進するとともに、コンテナ苗の活用による一貫作業システムの導入に努めることとする。

◇人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹	
ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹	

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法は次表のとおりとする。

◇人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	疎仕立て	1, 0 0 0
	中仕立て	3, 0 0 0
	密仕立て	5, 0 0 0
ヒノキ	疎仕立て	1, 0 0 0
	中仕立て	3, 0 0 0
	密仕立て	5, 0 0 0
マツ	中仕立て	3, 0 0 0
広葉樹	中仕立て	3, 0 0 0

※なお、植栽本数を減じる場合は、1, 0 0 0本/haを下限とする。

※疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とする。

※標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、東員町役場産業課又は林業普及指導員と相談のうえ、適切な植栽本数を決定することとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線に沿い堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性ある箇所については、 棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とする。
植栽の時期	樹種別の適期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

また、人工造林により造成した森林における択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内において、次のことを勘案して判断することとする。

- ① 更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種とし、その樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及びぼう芽を含む。）が概ね1haあたり3,000本以上成立していること。

なお、①の状態にない場合には、追加的な更新補助作業を行い、①の状態になるまで経過観察を行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

◇天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても発生してきた高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

◇天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹	10,000本/ha

◇天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあたっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

イ その他天然更新の方法

該当なし。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

区域内に次のア～エに掲げる要件の全てを満たす森林が存するものについては、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その箇所の造林にあたっては人工造林による更新を基本とする。

- ア 現況が針葉樹人工林である。
- イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）。
- ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
- エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林、ササが一面に被覆している森林など）。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は、次表のとおりとする。

◇植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森 林 の 区 域	備 考
人工植栽により造成されたスギ及びヒノキ林	このうち、上記（1）ア～エに掲げる要件のすべてを満たさない箇所の造林は、天然更新による更新も可能とする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の期間、方法及び樹種は次のことを勘案して定める。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地については、人工植栽により造林を行う。

樹種

1の（1）による。

(2) 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地

植栽によらなければ適格な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地については、人工造林又は天然更新により造林を行う。

樹種

人工造林の場合は1の（1）による。

天然更新の場合は2の（1）による。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、標準伐期齢未満では概ね10年に一度、また、標準伐期齢以上では概ね20年に一度の間伐を実施するものとする。間伐率は、本数率でおおむね20～50%とするが、間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上にすることが望ましい。なお、材積率では35%以下とする。

ただし、過密林分などにより強度の間伐が必要な場合は、これに拠らないこととする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	中仕立て～密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	
ヒノキ	中仕立て～密仕立て	3,000本～	15～	25～	35～	55～	75～	間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	

※ 間伐とは、樹冠がうっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう）した森林において行う伐採で、おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うこと。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	作業の時期 (林齢)	作業の方法	回数	実施時期
下刈り	1	手刈り、機械刈り	年 1 回	6 月～10 月頃を目安
	2～3		年 1～2 回	
	4～10		年 1 回	
つる切り	8～12	手刈り	1～2 回	6～8 月頃を目安
除伐	8～14	チェーンソー等	1 回	随時とする
	15～20		1 回	
	21～25		1 回	
枝打ち	7～10	枝打ち用具	1～2 回	成長休止期の冬季
	11～17	枝打ち用具、機械	1～2 回	
	18～25		1～2 回	

3 その他間伐及び保育の基準

樹冠長率が 30%に満たない林分は、間伐後しばらくの間は気象災害に対して弱い
ため、優勢木が適正配置されるように劣勢木中心の間伐を進める。その場合、本数間
伐率にして 40%から 50%程度の間伐を行い、さらに 4・5 年後に 40%程度の間
伐を行う。

また、樹冠長率が 20%近くまで低下した森林は、間伐による健全な森林への回復
が困難な場合もある。このような場合には、皆伐・更新による森林の健全化を検討す
ることが望ましい。

4 その他必要な事項

該当なし。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。
- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
別表 1 のとおり。
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
別表 1 のとおり。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林
別表 1 のとおり。

イ 森林施業の方法

森林の齢級構成など地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採年齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業に努めることとし、また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹導入による針広混交林化に努めることとし、この森林の区域は別表2のとおりとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

該当なし。

【別表1】

区分		森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図のとおり 青色	27.42ha
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	東員町全域	153.78ha
	保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	東員町全域	153.78ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	—
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林		

【別表 2】

区分	施業の方法		森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	—
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし	—
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

- 3 その他必要な事項
該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町には、森林組合がなく、林業に従事する者もほとんど存在しないことから、森林施業は停滞している。このような森林については、森林所有者の意向や近隣市町の森林組合、林業事業体等の動向等を的確に把握し、森林の経営の受委託の一層の推進を図る。

特に町外の森林所有者には、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への施業委託の働きかけや施業集約化に向けた長期の施業委託など、森林の経営の受委託に必要な普及啓発活動を行う。意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業の経営の委託への転換を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

書面による契約等の内容については、造林、保育、伐採に必要な育成に関することや伐採した木材の処分（販売等）、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた契約書を委託者との間で締結するよう働きかける。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 意向調査や経営管理権の設定の対象となる森林の考え方

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

なお、境界が不明確であったり、資源量調査に時間がかかる等により経営管理権集積計画の作成等が進まない森林については、空中写真の取得・加工等に基づく高精度の森林資源情報の整理など、森林情報の高度化を推進することにより、取り組みの加速化を図る。

(3) 市町村森林経営管理事業の考え方

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

- 4 その他必要な事項
該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし。
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし。
- 3 作業路網の整備に関する事項
該当なし。
- 4 その他必要な事項
該当なし。

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業従事者の養成

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営の能力を備えた林業就業者を確保・育成する必要があることから、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実などの条件整備や他産業からの林業への新規参入、副業としての働き方の提案、性別や国籍を問わない人材の活躍・定着による人材確保を推進するとともに、専門的、実践的な知識や技術を学ぶことのできる研修や「みえ森林・林業アカデミー」等を活用した人材育成を推進していく。

(2) 林業従事者の確保

特に定めない。

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし。

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

必要な施設の整備にあたっては、地域における木材の需給を踏まえ、木材製品等を安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めるとともに、合法伐採木材の流通の促進を図る。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 鳥獣害防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

マツ材線虫病及びナラ枯れ被害対策のため、定期的な巡視を行い、被害の把握に努める。発見された場合には、三重県に通報する。

(2) その他

該当なし。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

特に定めず。

3 林野火災の予防の方法

林業作業時には、たばこの火やたき火等火気の使用には十分注意する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、「東員町火入れに関する条例」に基づき、あらかじめ消防、警察、地元自治会等関係機関へ通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし。

(2) その他

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

東員町全域

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域においては、自然環境の保全に配慮しつつ、多様な樹種や明るい色調に変化を有する森林を維持させるため、複層林施業を原則とする。なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令等に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適正に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
東員	1、2、3、4、5、6、7	153.78

(2) その他

該当なし。

2 生活環境の整備に関する事項

特に定めず。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特に定めず。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特に定めず。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

身近な里山や都市近郊林が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者と都市や地域の住民、企業や森林整備を実施する **NPO** との連携及び協力により、整備・保全活動と利用活動をあわせて推進できるよう条件を整備する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 森林経営管理制度により経営管理権等の設定

意向調査や申し出に基づき森林調査等を行い、経営管理権の設定を行う。

(2) 森林経営管理事業の実施

経営管理権を設定した森林のうち、経営管理実施権が設定されていない森林について、森林の状況を踏まえて複層林化その他の方法により経営管理を行う。

7 その他の必要な事項

該当なし。